

## 五條市不良住宅等除却事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、適切な管理が行われず周辺環境に悪影響を与える住宅及び適切な管理が行われていない空家等について、所有者等による適正な管理を推進し、もって市民の安全・安心と住環境の向上を図るため、その除却工事に要する費用について、予算の範囲内で不良住宅等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年国住市第352号。以下「住宅補助金交付要綱」という。）及び五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）が適用される長屋の空き住戸等概ね1年以上使用実態が無いものをいう。
- (2) 特定空家等 空家特措法第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、又はその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等として、市が判定を行ったもの。ただし、空家特措法第22条第3項に規定する措置を命じられているものを除く。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であり、住宅の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上であるものをいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。

- (4) 住宅 人の居住の用に供する家屋で、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するものをいう。ただし、店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、住宅に該当する部分の床面積が延床面積の2分の1以上であるものに限る。
- (5) 除却工事 除却工事施工者により空家等をすべて除却する工事をいう。
- (6) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体業者をいう。

#### （補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、特定空家等又は不良住宅であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。（ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利者から除却の同意がある場合は、この限りでない。）
- (3) 不動産の販売又は賃貸を目的として保有する建築物でないこと。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (5) 故意に破損させたものでないこと。
- (6) 不良住宅は前条第1号に規定のある「空家等」の要件を満たしていること。

#### （補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象物件の所有者又はその相続人代表者（法人を除く。以下「所有者等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の市税に滞納がないこと（納税の猶予制度に基づき分納を行っているものを含む。）。
- (2) 五條市暴力団排除条例（平成24年3月五條市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象物件の全てを除却する工事であること。
- (2) 補助対象者が請負契約を締結する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象工事としない。

- (1) 他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するもの
- (3) その他市長が適当でないとするもの

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象工事に要した経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事前申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめその所有し、又は管理する建築物が補助対象物件に該当するか否かについて、市長の判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、補助金事前申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 所有者等であることを証する書類
- (2) 位置図、平面図及び現況写真
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 市税の滞納がないことを確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、立入調査及び内容審査を行い、補助対象物件に該当するか否かを判定し、補助金交付対象判定通知書（様式第2号）により事前に申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 前条の規定により補助対象物件に該当する旨の判定を受けた者で補助金の交付を受けようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付対象判定通知書の写し
- (2) 補助対象経費の見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の実施期間）

第11条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の2月末日までとする。

（事業内容の変更）

第12条 第10条の規定による交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）又は補助金不交付変更決定通知

書（様式第8号）により被交付決定者に通知するものとする。

（工事の着手）

第13条 工事の着手は、第10条の規定による交付の決定を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

2 被交付決定者は、工事に着手しようとするときは、速やかに工事着手届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（工事の中止又は廃止）

第14条 被交付決定者は、工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに工事中止（廃止）届（様式第10号）に補助金交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第15条 被交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象経費の請求書又はその写し（写しの場合は、原本を提示すること。）
- (3) 補助対象経費の領収書又はその写し（写しの場合は、原本を提示すること。）
- (4) 補助対象工事に係る写真（施工前後及び施工状況のわかるもの）
- (5) 補助対象工事に伴い生じた廃棄物に関する処分証明書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第16条 市長は、前条の報告を受けたときは、完了検査及び内容審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第17条 前条の通知を受けた被交付決定者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第18条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事務の委任)

第19条 事前申請者、交付申請者及び被交付決定者は、第三者に申請等の事務を委任するときは、委任状(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(現地調査)

第20条 市長は、補助金事業を適正に執行するため、補助対象工事の状況について、必要があると認めるときは、現地調査をすることができる。

2 市長は、前項の規定による現地調査の結果、補助対象工事が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、被交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月五條市告示第18号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月五條市告示第183号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月五條市告示第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月五條市告示第38号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の五條市不良住宅等除却事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に補助金の交付が決定された事業について適用し、同日前に補助金の交付が決定された事業については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前の五條市特定空家等除却事業補助金交付要綱に規定する様式の内紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。